

お知らせ（器） 0 1 2
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

- 1 平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け「お知らせ（器） 0 1 3」に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1コード）

平成 2 9 年 3 月 3 1 日廃止

特定器材コード	特定器材名
777770000	（その他の特定器材）

※ 廃止年月日は平成 2 9 年 3 月 3 1 日であることから、平成 2 9 年 4 月診療分以降の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。

- 2 平成 2 8 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 6 号「別表Ⅸ 経過措置」(1)に基づく材料価格の変更（変更区分「5」：9コード）

平成 2 9 年 4 月 1 日適用

特定器材コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
734220000	固定用内副子（スクリュー）（その他・特殊・両ねじ・一般用）	30,300	34,300
729200000	脊椎ロッド	35,900	39,300
736000000	髄内釘（横止め型）	135,000	147,000
736050000	髄内釘（横止めスクリュー・大腿骨頸部型）	33,400	36,100
736170000	人工靭帯（固定器具なし）	56,600	64,100
736180000	人工靭帯（固定器具つき）	62,600	70,900
727440000	生体弁（異種心膜弁（1））	537,000	609,000
737260000	人工心肺回路（個別機能品・血液学的パラメーター測定・標準型）	9,680	11,000
710010018	冠動脈用ステントセット（一般型）	136,000	149,000

※ 適用年月日は平成 2 9 年 4 月 1 日であることから、平成 2 9 年 3 月診療分以前の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。

3 レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書の変更

(1) 前1の廃止に係る内容の削除

(P3)

1 マスターファイル体系

(3) 使用方法が特殊なコード

項番	コード名称等	マスター種別	内容
8	(その他の 特定器材)	特定器材	特定器材マスターに収載していない特定器材等を記録するためのコードである。 電子レセプトに、当該特定器材コードと併せて特定器材等の名称を文字列で記録する。 なお、当該コードは、使用期限を「20170331（平成29年3月31日）」としていることから、平成29年4月以降は使用することができないコードである。

↓

(削除)

(2) 前(1)に伴う項番の変更

前(1)の項番8の削除に伴い、項番9から36を順次繰り上げ、項番8から35に変更する。